



2024年7月9日

各 位

会 社 名 株式会社チノー
代表者名 代表取締役社長執行役員 豊田 三喜男
(コード番号 6850 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員経営管理本部長 大森 一正
電 話 (03-3956-2115)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年7月9日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分の概要

| | |
|-------------------|--|
| (1) 処 分 期 日 | 2024年8月8日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 11,758 株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1株につき 2,492 円 |
| (4) 処 分 価 額 の 総 額 | 29,300,936 円 |
| (5) 処 分 予 定 先 | 当社の取締役（社外取締役を除く）4名 7,538 株 当社の執行役員 7名 4,220 株 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する中長期的な企業価値向上のインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有を目的として、対象取締役及び当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」と総称する。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2022年6月28日開催の定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬として支給する金銭報酬の総額を従来の取締役に対する金銭報酬枠とは別枠で年額40百万円以内として設定すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は割当てを受けた日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年2万6千株以内とし、その1株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値。）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役等は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本日、当社取締役会の決議により、当社第 88 回定時株主総会終了時から 2025 年 6 月開催の当社第 89 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 4 名及び執行役員 7 名に対し、金銭報酬債権合計 29,300,936 円（以下「本金錢報酬債権」という。）を支給し、対象取締役等が本金錢報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 11,758 株を割り当てることといたしました。なお、対象取締役等に対する金錢報酬債権の額は、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て取締役会で決議された基準に則して決定しております。また、本金錢報酬債権は、対象取締役等が当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

- ① 講渡制限期間 2024 年 8 月 8 日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの期間

上記に定める講渡制限期間（以下「本講渡制限期間」という。）において、対象取締役等は割り当たされた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」という。）。

- ② 講渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、2024 年 6 月 27 日（第 88 回定時株主総会の日）から翌年の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本講渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。但し、対象取締役等が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間中において上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

- ③ 講渡制限付株式の無償取得

本講渡制限期間満了時点または上記②で定める譲渡制限解除時点において譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社はこれを当然に無償で取得します。

- ④ 組織再編等における取扱い

当社は、本講渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場

合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、各対象取締役等は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年7月8日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,492円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上